北海道告示第　１１３４２　号

北海道が令和６年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和６年９月５日

北海道知事　鈴木　直道

（総務部所管分その４）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
○津波避難施設等整備特別対策事業費補助金 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害を軽減するための防災・減災対策を早期かつ着実に進めることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	特別強化地域に指定されている39市町	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第12条に規定する市町村が行う津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施する事業に、公共事業等債を充当した後の市町村負担額に係る経費	補助対象経費の３分の２以内の額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総務部危機対策局危機対策課海溝型地震対策室		
○津波避難施設等整備特別対策起債償還費補助金 津波避難施設等整備特別対策事業費補助金において交付決定を受けた市町村に対し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害を軽減するための防災・減災対策を早期かつ着実に進めることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	特別強化地域に指定されている39市町	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第12条に規定する市町村が行う津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に発行した公共事業等債（補正予算債を含む）の当該償還年度の元利償還金(交付税措置額を除く。）	補助対象経費の２分の１以内の額	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総務部危機対策局危機対策課海溝型地震対策室		